
平成31年度 士別市教育推進の重点

士別市教育大綱の基本理念と基本目標に基づき、平成31年度に推進する重点項目については、次のとおりとします。

1. 学校教育

【基本方針】

「社会に開かれた教育課程」を理念とする「新学習指導要領」が、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面実施されます。その推進に向けては、「学ぶ」ことの本質を踏まえ、「知識と技能」「思考力・判断力・表現力」などの能力を育む教育課程や学校全体で教育活動の改善を進める「カリキュラムマネジメント」の実行のもと、「主体的・対話的で深い学び」の追求を推進します。

【重点的施策・事業】

- (1) 新学習指導要領への移行期間としての取り組みの推進（学校教育課）
- (2) 授業改善チームによる指導や少人数指導の実施（学校教育課）
- (3) 環境教育、消費者教育、防災教育、人権教育、非核平和教育の推進
(学校教育課)
- (4) 地域資源を活かし、ふるさとを愛する心を育む教育の実践（学校教育課）
- (5) みよし市や川内村との児童交流学習の実施（学校教育課・社会教育課）
- (6) 外部講師の活用や、企業の協力による体験的な学びの機会の提供
(学校教育課)
- (7) 中学校部活動のあり方検討（学校教育課）
- (8) ふるさと給食の充実（給食センター）
- (9) 特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実（学校教育課）
- (10) いじめ・不登校・体罰の防止強化と対応・充実（学校教育課）
- (11) 生徒個々に応じた東高ならではの教育の推進（東高）

2. 社会教育

【基本方針】

生涯学習のまちづくりに向けて、すべての市民の主体的な学びが展開され、その成果が地域で生かされる持続的・発展的な循環を目指すため、「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」の着実な推進に努めます。

また、文化財の保護・活用や地域に伝わる無形文化財の伝承活動など、地域の伝統文化や歴史を学び、後世に伝えていく取り組みを進め、子どもたちをはじめとする市民の郷土愛の醸成に努めます。

【重点的施策・事業】

- (1) 子ども会活動の充実（中央公民館）
- (2) 子ども議会・子ども夢トークの開催（中央公民館）
- (3) 土曜子ども文化村事業の充実（社会教育課・中央公民館・博物館）
- (4) 子どもの学習習慣・生活習慣の定着促進（社会教育課・中央公民館）
- (5) 土別まちづくり塾の充実（中央公民館）
- (6) 九十九大学・大学院の魅力発信と大学開学50年記念事業の実施
(中央公民館)
- (7) 市民の主体的学習活動の促進（中央公民館・地域教育課・情報センター）
- (8) 土別開拓120年関連記念事業の実施（博物館）
- (9) 地域の伝統文化や歴史を学び、後世に継承していく取り組みの推進
(社会教育課・博物館)
- (10) 道民カレッジとの連携推進（社会教育課）
- (11) 社会教育関係職員の研修機会の充実（社会教育課）

3. スポーツの振興

【基本方針】

「健康・スポーツ都市宣言」を踏まえ、「第2期士別市スポーツ推進計画」に基づく取り組みの着実な実行に努めます。特に本年は、「チャレンジデー」への参加など、スポーツを実践する機会創出に努め、「市民皆スポーツ」を推進します。

本市「地方創生総合戦略」の柱の一つである「合宿の聖地創造」に向けて、合宿の里士別推進協議会の取り組みや「合宿の里ステップアッププラン」の一層の推進に努めます。

4年目を迎える「ホストタウン」では、計画の柱である台湾との交流を進めるほか、台湾の代表選手などの合宿招致に努めるとともに、文化・教育交流の継続・発展や教育旅行招致などの展開を含め、オリンピックレガシーの創出をめざします。

【重点的施策・事業】

- (1) チャレンジデーへの参加などによる市民スポーツ・運動機会の拡大
(スポーツ課)
- (2) 総合型地域スポーツクラブの活動拡充に向けた取り組みへの連携
(スポーツ課)
- (3) 体育協会はじめとする各種団体との連携強化 (スポーツ課)
- (4) 各種スポーツイベントの充実と参加拡大 (スポーツ課)
- (5) 各種スポーツ教室・オリンピック教室の開催 (スポーツ課)
- (6) 合宿環境の充実 (スポーツ課)
- (7) トップアスリートと市民との接点の拡大 (スポーツ課)
- (8) ホストタウンとしてのスポーツ・文化交流の推進 (スポーツ課)

4. 文化・芸術の振興

【基本方針】

市民生活に潤いを生み出す文化・芸術活動の推進に向けて、文化振興条例を踏まえ、市民の自発的な活動の支援や創作活動の活性化に努めるとともに、その魅力が日常的に感じられる風土づくりをめざします。

【重点的施策・事業】

- (1) 市民の文化・芸術活動の推進(中央公民館・地区公民館・図書館・情報センター)
- (2) 芸能・芸術鑑賞機会の提供 (文化センター・地域教育課)
- (3) しべつアーティスト・イン・レジデンスの実施 (博物館)
- (4) 文化団体が行う事業への支援 (社会教育課・図書館)
- (5) 市民の舞台芸術活動の支援 (地域教育課)
- (6) 市民の読書・文芸活動の促進 (図書館)

5. 教育・学習環境の整備

【基本方針】

教育活動の改善や充実に向けた取り組みを進め、地域全体で子どもの学びや成長を支える体制の強化を図り、地域と学校との連携・協働を推進します。

そのほか、学校で山積する課題の解決に向けた取り組みに加え、教育・学習活動のソフト・ハード両面での環境整備に努めます。

【重点的施策・事業】

- (1) コミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動の展開

(学校教育課・社会教育課)

- (2) 学校現場における働き方改革の推進 (学校教育課)

- (3) 学校適正配置計画の推進と学校施設・設備の充実 (学校教育課)

- (4) スポーツ施設の整備 (スポーツ課)

- (5) 社会教育施設の整備とあり方の検討

(文化センター・地域教育課・博物館・社会教育課)

- (6) 青少年健全育成に向けた啓発活動の実施 (社会教育課)